

# 雇用保険に加入していますか ～ 日雇労働者の皆様へ ～

## ◎ 日雇で働く方を対象とする雇用保険があります

○ 次のような方には特別の雇用保険があります

- ・ その日ごとに異なる会社で働きたい
- ・ 30日以内の短期間の仕事を続けていきたい

## ◎ 日雇手帳の交付を受ける必要があります

○ 日雇手帳をもらいましょう

- ・ 日雇労働被保険者はハローワークで雇用保険日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければなりません。
- ・ 日雇手帳の交付を受けることは雇用保険への加入の第一歩です。

○ 日雇手帳を持っていれば・・・

- ・ 日雇で働いた場合には会社から賃金の支払を受けるときに日雇手帳を提出し会社に印紙を貼ってもらう必要があります。
- ・ 日雇手帳の印紙が2ヶ月間で26枚以上貼られていれば翌月において失業した場合に給付金を受けられるようになります。

○ 給付金を受けるためには・・・

- ・ 日雇手帳を持ってハローワークにお越し下さい。
- ・ ハローワークではその日の仕事を探すため求職申込をしていただきます。
- ・ その日の仕事が見つからなかった場合には給付金を受けられます。

## ◎ 同じ会社で日雇を続けている方は一般被保険者となります

○ 次のような方は会社・ハローワークに御相談を

- ・ 31日以上継続して日雇で働いている・・・
- ・ 2ヶ月続けて18日以上日雇で働いている・・・

詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい